五、日糧製パン株式会社及び日糧デリー食品株式会社に対する件

昭和五一年（排）第三号

排除命令

札幌市豊平区東月寒一四八番地
日糧製パン株式会社
右代表者　代表取締役　武田正年

札幌市豊平区東月寒一四八番地
日糧デリー食品株式会社
右代表者　代表取締役　武田正年

公正取引委員会は、右の者らに対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　日糧製パン株式会社及び日糧デリー食品株式会社は共同して、取引先である小売業者を対象に、昭和五〇年五月一日から六月三〇日までにおけるパン、菓子等の取引に関し、「ハワイ・アラモアナ・ショッピングセンター見学研修旅行キャンペーン」と称して行った景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四二年公正取引委員会告示第一七号）第一項の規定に違反したものである旨を、す

みやかに公示するとともに、その取引先である小売業者に対し、これと同一内容の通知をしなければならない。この公示及び通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　両社は、今後一年間、パン、菓子等の販売に関し、小売業者に対して、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除く景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　両社は、第一項に基づいて行つた公示及び通知について、すみやかに、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　日糧製パン株式会社（以下「日糧製パン」という。）は、肩書地に本店を置き、主としてパン、菓子その他食料品の製造販売業等を営む事業者であつて、右商品を北海道全域、東京都及びその近県の地域の小売業者等に販売している。

日糧デリー食品株式会社（以下「日糧デリー食品」という。）は、肩書地に本店を置き、めん類、豆腐、油揚等の製造販売業、漬物等の卸売業等を営む事業者であつて、右商品を北海道全域の小売業者に販売している。

二(一)　日糧製パン及び日糧デリー食品は、共同して、両社と取引のある小売業者を対象に「ハワイ・アラモアナ・ショッピングセンター見学研修旅行キャンペーン」（以下「ハワイ研修旅行」という。）と称し、昭和五〇年五月一日から同年六月三〇日までを期間とし、期間中における小売業者の両社からの購入額が、あらかじめ両社が対象小売業者の各店舗ごとに定めた目標額達成の度合いに応じ、次表の景品類を提供することを企画し、この企画に基づいて前記商品を販売した。

1			
目標に達した者	主賞	副賞	
(1)上位一、〇〇〇店まで	一店舗につき四万円	自己負担金一二万円でハワイ研修旅行に参加する資格を与える。	
(2)上位一、〇〇一店以下	一店舗につき二万円	自己負担金一四万円でハワイ研修旅行に参加する資格を与える。	
2			
目標に達しない者	努力賞		
	自己負担金一五万円でハワイ研修旅行に参加する資格を与える。		

注　1　副賞及び努力賞のハワイ研修旅行は、小売業者一名につき一人とする。

2　自己負担金の額は、札幌発のものであって、東京発の場合は、右記額より、それぞれ　万円減額する。

(一)　しかして、右ハワイ研修旅行の一人当り旅行経費は、札幌の場合二〇万九二一〇円、東京発の場合一七万六四一〇円に相当するものと認められるものであるから、右旅行経費と自己負担金との差額は、両社が小売業者に対して提

供する景品類に該当するものである。

三　日糧製パン及び日糧デリー食品が小売業者一名に対して提供することができる景品類は、年一〇万円までであるところ、前記二(一)記載の企画中、目標に達したもののうち、上位一、〇〇〇店までの者に対し主賞及び副賞として提供する景品類の価額の合計は、一〇万円をこえるものであり、更に、上位一、〇〇一店以下の者であつて二以上（東京からハワイ研修旅行に参加する事業者にあつては三以上）の店舗を有する小売業者に対し主賞及び副賞として提供する景品類の価額を合計すると一〇万円をこえることとなるものがある。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、日糧製パン及び日糧デリー食品の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よつて、主文のとおり命令する。

昭和五一年一月二七日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久

委員　青山春樹